

<特集：知財を学ぶ>

図書館と著作権

時 実 象 ー*

〔抄録〕 図書館がかかわる著作権に関する諸問題を解説した。図書館における複製は著作権法 31 条によっている。実施においては権利者と図書館の間の合意やガイドラインに沿っておこなう必要がある。企業における複製、副作用情報収集のための複製についても触れた。また図書館におけるインターネットの利用、貸し出し、その他日常的に遭遇する著作権関連の問題についても述べた。

〔キーワード〕 著作権、複写、インターネットの利用、貸し出し、引用、コンテンツの利用、リポジトリ、フェアユース

1. は じ め に

図書館は著作権をもつ権利者と利用者の接点にたっている、いわば著作権の最前線といえます。図書館の仕事がされる場合は、著作権についての正確な理解が重要です。

著作権というのは非常に強い権利です。著作物を利用しようとする人は、あらかじめ著作権者の許諾を取ることが原則であり、著作権者は理由のいかんを問わず、利用を禁止することができます。それではいかにも不便なので、日本の著作権法では、個人の私的な使用や公共性の高い利用方法については、その権利を「制限」して、許諾なしでの利用を認めています。図書館に関連する上記「図書館における複写」など、「権利制限」を中心にして以下に説明したいと思います。

なお、最近『情報管理』誌で著作権に関する連載¹⁻⁵⁾をおこなっているのので、それも合わせてお読みいただくことをお勧めします。また、専門図書館協議会では、『専門図書館 Q & A』⁶⁾という資料を発行しており、参考になります。また、図書館における複製については藤田氏がまとめて

います⁷⁾。

2. 図書館における複製

2.1. 著作権法 31 条

現在の著作権法は昭和 45 (1970) 年に公布、46 年に施行されました。その 31 条は次のようになっています。

(図書館等における複製)

第 31 条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

すなわち、ここで該当する図書館では、著作権者の許諾なしに蔵書の複写ができます。この複写は、本来は図書館員がおこなうのですが、実務上は、図書館内にセルフ式自動コピー機を設置して、利用者が自分で複写することが認められています⁸⁾。一方、利用者が携帯やデジカメ等で図書館の蔵書を複製することは、「私的使用のための複製」(法 30 条)が適用され、法的な問題はないものと一般的にはみられています⁹⁾が、図書館内

* Soichi TOKIZANE

〒441-8522 豊橋市町畑町 1-1

愛知大学文学部 (図書館情報学専攻)

E-mail: tokizane@aichi-u.ac.jp

で撮影行為をすることは好ましくないという、管理上の理由で禁止している図書館が多いようです。

2.2. 著作権法 31 条が適用される図書館

著作権法 31 条で複製ができる図書館は国立国会図書館のほかは、「政令で定めるもの」となっています。その著作権法施行令第 1 条の 3 はその図書館を、「図書館法第 2 条第 1 項の図書館、大学または高等専門学校等の図書館、国公立の博物館等の図書館、国公立研究所図書室、その他文化庁長官が指定するもの」としています。したがって大学図書館では無許諾の複製が可能です。

「図書館法第 2 条第 1 項の図書館」とは「地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの」であり、公立図書館のほか、社団法人、財団法人（一般と公益含む）の図書館（私立図書館）も該当します。これら図書館が 31 条に基づく複写をおこなうには、司書相当の職員を置くなどの条件を満たす必要があります（著作権法施行令第 1 条の 3）。なお病院図書室については法令には明記されていませんが、日本病院ライブラリー協会は 31 条に該当するとの立場をとっています¹⁰⁾。

最後にある文化庁長官が指定する図書館は、日本医師会医学図書館、東京商工会議所経済資料センター等 29 施設となっています¹¹⁾。

2.3. 複写できる資料と範囲

図書館で複写できる資料は図書館の蔵書です。しかしその図書館に必要な本がない場合、他の図書館から借りることがあります。これが図書館相互貸借です。相互貸借で借りた本の一部を複写して利用者に提供することもできることになっています¹²⁾。

雑誌などの記事については他の図書館に複写依頼をすることもあります。これについては 31 条の複製に該当し、許諾は必要ありません。複写を郵送するかわりに、ファックスや電子メールで PDF を送信することもできますが、PDF は送受信のためにだけに使用し、利用者には印刷して紙で渡すこととなっています（大学図書館に限る取り決め）。このようなガイドラインは、権利者と図書館の間の合意で決められました¹³⁾。

また、複写できる範囲ですが、著作権法 31 条 1 項の 1 号では、これを「公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する」と定めています。ここで著作物の一部分とは「少なくとも半分以上を超えないもの」と解釈されています¹⁴⁾。また定期刊行物が複写可能となる発行後相当期間については、次号が発行されるまで、または発行後 3 カ月が経過したのち、とされています⁸⁾。

また、複製しようとする著作物が比較的小さい（たとえば事典の一項目や俳句の一句、短歌の一首など）場合、複写機で複写すると他の著作物も写り込んでしまいます。これについては権利者と図書館の間の話し合いで、写り込みを許すことになりました¹⁵⁾。

なお、大学図書館における複写等については黒澤氏の記事も参考にしてください³⁾。

2.4. 企業図書館の複写

企業図書館には著作権法 31 条が適用されないため、複写するには許諾が必要です。しかし、いちいち著作権者の許諾を得ることは極めて困難なため、著作権管理団体と契約し、許諾なしで複写をしています。管理団体には社団法人日本複写権センター（JRRC）、一般社団法人出版者著作権管理機構（JCOPY）、一般社団法人学術著作権協会（JAACC）、日本出版著作権協会（JPCA）などがあります。その際の著作権料は、あらかじめ定められた計算式を用いたり、複写の実績から計算されたり、個別に計算されたりします。外部の文献複写サービスを利用する場合もあると思いますが、これらのサービス業者は、複写物を提供するために、前述の著作権管理団体と契約を締結しています²⁾。なお一部の著作権者、たとえば日本経済新聞社などは、これら管理団体を通していないので、社内の会議などのために記事をコピーしたい場合は、直接許諾をとるか、包括契約をする必要があります¹⁶⁾。

2.5. アーカイブのための複製

著作権法 31 条 1 項の 2 号では、「図書館資料の保存のため必要がある場合」複製ができるとあります。文化審議会著作権分科会の 2009 年の報告

書¹⁷⁾では、「国立国会図書館以外の図書館等の行うアーカイブ活動については、前述のとおり現行第31条第2号の規定に該当するのであれば、その所蔵する資料を複製することができる。例えば、損傷、紛失の防止等のためにデジタル化することも不可能でなく…」とあり、31条に該当する図書館ではデジタル化によるアーカイブが可能とされています。ただし、デジタル化した資料を館外に提供することについては今後の協議が必要とされています。

2.6. 副作用情報収集のための複製

著作権法42条では裁判手続のため、または副作用情報収集のための複製が許諾なしにおこなえるとしています。ただしこの複製は31条にもとづく複写とは区別することが適切です。

2.7. インターネットの利用

図書館においては、著作権法31条、42条（上記）等で特に定められた以外の複製はできません。インターネットで検索した画面をプリンタに印刷したり、USBに保存することは複製となるので、これも認められません。したがって、公共図書館内のパソコンはインターネットには接続しても、プリンタがついていないのが普通です。大学などでは、誤解を避けるため、学生が勉強のために使用するパソコン室は、図書館とは区別して運用することが望ましいと考えられます。

また企業の場合、「私的使用」は存在しないので、一般にインターネットの画面を印刷またはダウンロードするには許諾が必要です。これではいかにも不便で、また実態と乖離しているので、こうした利用をフェアユースとして認めてほしいという要求がありますが、新聞社などは強く反対しています。

なお、電子ジャーナルやデータベースなど、契約で利用しているコンテンツは、その契約で指定されている範囲内で、公共図書館でも企業内でも、印刷やダウンロードができることはいうまでもありません。

3. 貸し出しと著作権

著作権法には、もともと「貸与権」はありませんでしたが、CDレンタル店が増えたなどの背景

から昭和59年の改正で導入されました。最初は書籍や雑誌は除かれていましたが、2005年からその除外が外れ、書籍にも貸与権ができました。したがって本を貸すには本来著作権者の許諾が必要です。しかし、著作権法38条の4項では、非営利で料金を取らない場合（料金が運営・維持費程度の場合も含まれる）は許諾の必要がないことになっているので、図書館は映画の著作物以外のもの、つまり本や音楽CDを自由に貸し出すことができるわけです。

映画（動画）には貸与権より広い「頒布権」があります。これに基づく貸与は、非営利・無料であっても権利制限は限定的で、補償金（頒布権使用料）を上乗せしたビデオソフトを使う必要があります（38条5項）¹⁸⁾。本の付録などに動画のDVDが入っている場合、これらには補償金を支払っていないので、これを取り外して貸し出すことになります。

4. 引 用

著作権法32条1項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる」と書かれています。ここでいう「引用」とは、他の著作物の一部分を自分の著作物の中にコピーすることであり、学術論文でいう「引用文献」とは少し意味が異なります。

学術論文でよく問題になるのは、他者の論文に記載されているデータや図表、写真を自分の論文に取り込んでよいかということです。まず「データ」には著作権はありません¹⁹⁾。したがって他の論文の表にあったデータをそのまま、または加工して使うことには何の問題もありません。当然ながら、出典を明記することは、論文執筆上の倫理であり、礼儀です。なお、科学技術データの利用については野口祐子氏の記事⁵⁾も参考にしてください。

次に図や写真ですが、これらには著作権がありますが、上記のように「引用」と解釈できる場合は著作権上は無許諾で利用可能です。しかし、多くの海外の出版社などは、これらの利用について許諾と料金支払い（商業的な利用の場合など）を要求しています（ただしCreative Commonsの

ライセンスを用いるオープンアクセス雑誌では、図や写真の利用は自由です）。このような規定がある場合は、トラブルを避けるため、図や写真の利用の際に許諾を取っている例が多いようです。なお表のデータには著作権がないものの、表のレイアウトに独創性があれば著作権が成立する場合もあるので、表をまるごとコピーする場合は、図や写真と同様に考えたほうがよいと思います。

5. 図書館によるコンテンツの利用

図書館の「お知らせ」などで本の紹介をするときに、本の表紙や挿絵のサムネイルを載せたいことがあります。これらの絵やデザインには著作権があります。これは本の紹介記事の中で使われている場合は引用にあたりと考えられ、無許諾で使用できます²⁰⁾。よく出版社に使用許諾を問い合わせる図書館がありますが、出版社には著作権がない場合が多く、その場合は許諾する権限がありません。しかし本の宣伝になることですから、出版社は「どうぞ」ということが多いようです。なお本の表紙のサムネイルをホームページに掲載する場合については、2009年の著作権法の改正により、図書館資料の閲覧や貸し出しのためであれば可能になったと考えられます²¹⁾。

6. 従業員の著作物と機関リポジトリ

従業員が会社の指示により業務で作成し、会社の名義で発表した著作物は会社のものとなります（著作権法15条）。しかし通常大学の教員や会社の研究者が学術発表した論文の著作権は、その個人に属すると考えられます。ただし、科学技術系の多くの学術雑誌では、Natureやオープンアクセス雑誌などの一部の雑誌を除き、論文発表の際に著作権を出版社に譲渡します²²⁾（人文・社会科学系は譲渡しない場合が多いようです）。

最近、大学等の図書館で機関リポジトリを構築し、所属研究者の論文を登載することがおこなわれています。この場合も本来ならば多くの場合著作権者である出版社の許諾が必要ですが、欧米の主要な出版社は、機関リポジトリに限って無許諾で登載することを認めています²³⁾。日本の学会誌では必ずしもそうではないので²⁴⁾、個別に許諾を

とらなくてはならない場合があります²⁵⁾。

7. フェアユース

わが国の著作権法は、さまざまな利用形態ごとに個別制限規定の限定列举方式を採用しているとされています。この方式では、利用の際に迷うことが少なく使いやすい面もありますが、一方で、明示的によいとされている使用方法以外は禁止されるため、新しいメディアや新しいビジネスが登場したときに迅速に対応できないという問題があります。

これについては、米国にならって著作権法にフェアユース規定を設けるべきではないか、との意見があり、文化庁文化審議会著作権分科会で検討していました。その結果、2010年の12月に、「著作物の付随的な利用」（例として写真の写り込みなど）、「適法利用の過程における著作物の利用」（例としてCDに録音する際のマスターテープへの複製など）、「著作物の表現を享受しない利用」（例として技術の開発の過程での著作物の素材としての利用など）など、限定的な範囲の利用について、「権利制限の一般規定」（日本版フェアユースとも呼ばれる）を導入することが適当との報告をまとめています²⁶⁾。現在のところ、図書館での利用に直接関係する権利制限、たとえばWeb画面のダウンロードや印刷を可能にするような改正については「個別権利制限規定の改正又は創設により対応することが適当」とされています（この報告の26p.）²⁶⁾。

8. おわりに

図書館は権利者と利用者の間に立っており、著作権問題で矢面に立つことが多いと思われます。著作権法やその運用は常に変化しており、最新の情報を知っておくとともに、利用者側に立った主張を発信していくことも重要だと思います。この記事がそのための参考になれば幸いです。

参考文献

- 1) 南 亮一. 教えて！著作権 第1回 著作権とは？ 著作物を利用する、とは？. 情報管理. 53(7), 2010, 381-395.

- 2) 松下 茂. 教えて! 著作権 第2回 学術文献の複製と著作権. 情報管理. 53(8), 2010, 449-457.
- 3) 黒澤節男. 教えて! 著作権 第3回 大学図書館と著作権. 情報管理. 53(9), 2010, 504-510.
- 4) 植村八潮. 教えて! 著作権 第4回 出版事業と著作権. 情報管理. 53(10), 2010, 564-570.
- 5) 野口祐子, 渡辺智暁. 教えて! 著作権 第5回 学術情報と著作権. 情報管理. 53(11), 2010, 624-630.
- 6) 専門図書館協議会. 専門図書館と著作権 Q & A. (オンライン), 入手先 <<http://www.jsla.or.jp/1/14/14-8.html>>, (参照 2011-01-06).
- 7) 藤田節子. 図書館に関わる著作権法条項の成立の過程—第30条私的使用のための複製と第31条図書館等における複製. 現代の図書館. 48(3), 2010, 163-178.
- 8) 国公立大学図書館協力委員会. 大学図書館における文献複製に関する実務要項. (オンライン), 入手先 <2003/1/30. <http://www.soc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/yoko.pdf>>, (参照 2011-01-06).
- 9) 専門図書館協議会. 専門図書館と著作権 Q & A. 2002. p. 8. (オンライン), 入手先 <http://www.jsla.or.jp/1/14/doc/copyright_QA2002.pdf>, (参照 2011-01-06).
- 10) 日本病院ライブラリー協会. 学術文献複製にかかわる著作権についての日本病院ライブラリー協会の見解. 2006/10/14 改訂. (オンライン), 入手先 <<http://jhla.org/chosaku.pdf>>, (参照 2011-02-02).
- 11) 著作権情報センター. 「どのような図書館でも権利者に無断で複製サービスができるのでしょうか」. (オンライン), 入手先 <http://www.cric.or.jp/qa/cs03/cs03_1_qa.html>, (参照 2010-12-24).
- 12) 社団法人日本図書館協会, 国公立大学図書館協力委員会, 全国公共図書館協議会. 図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン. 2006/1/1. (オンライン), 入手先 <<http://www.jla.or.jp/fukusya/taisaku.pdf>>, (参照 2011-01-06).
- 13) 国公立大学図書館協力委員会. 大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン. (オンライン), 入手先 <http://www.soc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/ill_fax_guideline_090701.pdf>, (参照 2011-01-06).
- 14) 文化庁. 著作権なるほど質問箱. 「図書館のコピーサービスは, 著作物の一部分を複製できると聞きましたが, 「一部分」とはどの範囲ですか」. (オンライン), 入手先 <http://cho.sakuken.bunka.go.jp/c-edu/answer.asp?Q_ID=0000520>, (参照 2011-01-11).
- 15) 社団法人日本図書館協会, 国公立大学図書館協力委員会, 全国公共図書館協議会. 複製物の写り込みに関するガイドライン. 2006/1/1. (オンライン), 入手先 <<http://www.jla.or.jp/fukusya/uturikomi.pdf>>, (参照 2011-01-06).
- 16) 日本経済新聞社の記事利用 (オンライン), 入手先 <<http://www.nikkei.co.jp/privacy/kijiriyu.html>>, (参照 2011-01-06).
- 17) 文化審議会著作権分科会報告書. 2009/1, p. 192. (オンライン), 入手先 <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/shingi_hokokusho_2101.pdf>, (参照 2011-02-02).
- 18) 著作権情報センター. 「ビデオソフトを図書館の外に貸出してもかまいませんか. 音楽 CD の貸出とは違うのでしょうか」. (オンライン), 入手先 <http://www.cric.or.jp/qa/cs03/cs03_7_qa.html>, (参照 2011-01-11).
- 19) 文化庁. 著作権なるほど質問箱. 「私が苦勞して調べたデータは, 著作権で保護されますか」. (オンライン), 入手先 <http://chosakuken.bunka.go.jp/c-edu/answer.asp?Q_ID=0000028>, (参照 2011-01-11).
- 20) 専門図書館協議会. 専門図書館と著作権 Q & A. 2002. p. 11. (オンライン), 入手先 <http://www.jsla.or.jp/1/14/doc/copyright_QA2002.pdf>, (参照 2011-01-06).
- 21) 南 亮一. 2009 年著作権法改正によって図書館にできるようになったこと—障害者サービスに関して. 図書館雑誌. 104(7), 2010, 430-433.
- 22) 時実象一. 著作権を考える 第6回. 学術著作権について. 専門図書館. (236), 2009, 36-40.
- 23) SHERPA RoMEO—Publisher copyright policies & self-archiving. (online), available from <<http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>>, (accessed 2011-01-11).
- 24) 学協会著作権ポリシーデータベース. (オンライン), 入手先 <<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>>, (参照 2011-01-11).
- 25) 時実象一. オープンアクセス—機関リポジトリの最近の動向—. 情報の科学と技術. 2009, 59(5), 231-237.
- 26) 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会. 権利制限の一般規定に関する報告書. (オンライン), 入手先 <http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/32/pdf/shiryo_3_2.pdf>, (参照 2011-01-11).

(原稿受付け: 2011.2.10)